

26年度

市の財政事情

26年4月1日～27年3月31日

問合せ先 財政課
☎06(6902)5869

※詳しくは市役所本庁前に掲示

26年度の予算執行について、3月31日現在の状況をお知らせします。水道事業会計以外の決算では、出納整理期間中の4月・5月分の執行が加わります。今後も、行財政改革並びに財政健全化への取り組みを推進し、将来都市像「人・まち“元気”体感都市 門真」の実現に向け、限られた財源の中で効率的・効果的な市政運営を行ってまいります。

会計別予算執行状況

| 会 計 名 | 予 算 現 額 | 収 入 済 額 | 支 出 済 額 | |
|---------|------------|------------|------------|------------|
| 一 般 会 計 | 576億4844万円 | 502億2696万円 | 473億3844万円 | |
| 特 別 会 計 | 国民健康保険事業 | 209億8313万円 | 147億4990万円 | 196億4712万円 |
| | 公共下水道事業 | 72億4012万円 | 40億1890万円 | 50億1832万円 |
| | 都市開発資金 | 78万円 | — | — |
| | 公共用地先行取得事業 | 7億2239万円 | — | 7億2238万円 |
| | 後期高齢者医療事業 | 13億8940万円 | 12億7785万円 | 11億1634万円 |
| 合 計 | 879億8426万円 | 702億7361万円 | 738億4260万円 | |

総務費 2万990円



戸籍、統計、税金の徴収、選挙、庁舎や財産の維持管理などに使われています

民生費 21万2572円



子育て支援、高齢者や障がい者の福祉、生活保護などに使われています

衛生費 2万2842円



予防接種などの保健医療、ごみ処理などに使われています

歳出の内訳

市民1人当たりに使われたお金は、年間37万5336円

※国や府からの補助金など市税以外からお金も含む

土木費 2万9358円



まちづくりに使われています

教育費 2万7264円



学力向上など教育の振興などに使われています

公債費 4万5018円



公共施設の整備などのために借り入れたお金の返済などに使われています

その他 1万7292円

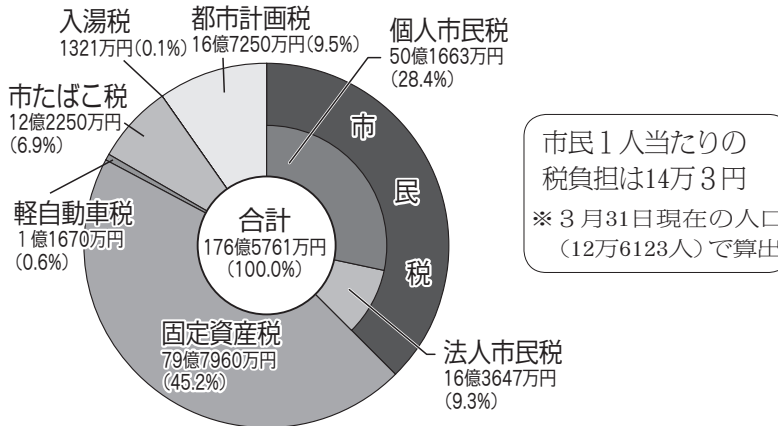


議会費、農林水産業費、商工費、消防費

水道事業会計の状況

| 収 入 | 支 出 | 当年度純損益 |
|-----------|-----------|----------|
| 28億8756万円 | 23億4973万円 | 5億3783万円 |

市税の内訳



市有財産の現在高

土地…74万9243.73平方メートル
建物…27万8002.42平方メートル
財政調整基金…15億9383万円
減債基金…3億1087万円
その他特定目的基金…51億7344万円
出資による権利など…1億8860万円

市債の現在高

市債は、小・中学校の建設事業、都市計画事業、上下水道事業などの費用の一部に充てるための長期借入金で、現在高は889億6911万円です。

26年度の主要事業

- ◆土地計画関係
住宅市街地総合整備事業…4億4579万円
- ◆道路・街路関係
門真第3水路整備工事…3029万円
- ◆下水道・排水関係
下水道事業…13億7904万円
- ◆教育関係
沖小学校校舎等大規模改造事業…2218万円
第五中学校下足棟新設工事…3662万円
市民プラザ外壁改修工事…6328万円

寝屋川北部地下河川門真調節池が完成

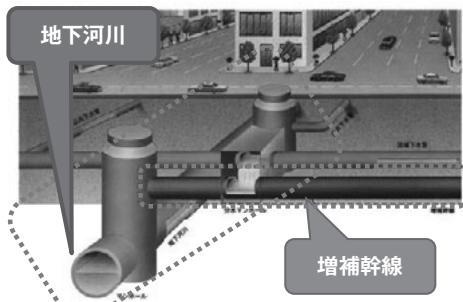
府では、寝屋川流域における浸水対策として、総合治水対策を進めています。

このたび、寝屋川北部地下河川門真調節池が完成し、6月30日に下水道増補幹線とつながることで、30万トンの雨水の貯留が可能となりました。このことで、門真・寝屋川・大東市にまたがる約1100ヘクタールの区域の浸水被害の軽減が期待できます。

今後も、残る対策施設の整備を進め、一層の浸水対策を図ります。

※浸水被害の軽減区域などについて

は市ホームページ参照
問合せ先 土木課
☎06(6902)6487
公共下水道課
☎06(6902)6705



地下河川のイメージ図

もりかどプレミアム付商品券

商品券取り扱い厳守事項

- 有効期限に限りご利用頂けます。なお有効期限を過ぎた場合は無効となります。
- 守口市・門真市内の取扱店でのみ使用できます。
- 本券の交換又は売買、現金との引き換えは出来ません。また釣り銭は支払われません。
- 「金融機関割」が切り離された商品券は利用できません。
- 本券の利用対象にならない商品・サービスがあります。詳しくは「商品券の利用対象にならないもの」をご確認ください。
- 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者(守口市・門真市)および受託者(守口門真商工会議所)は責任を負いません。

商品券の利用対象にならないもの

- 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など)
- 有価証券、商品券、ビール券、図書券、お米券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- 株券、先物、保険、宝くじ等の金融商品
- たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
- 医療保険や介護保険等が適用されるサービス及び商品(処方箋が必要な医薬品を含む)
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
- 特定の宗教・政治団体と関わるもの
- 公序良俗に反するもの
- 商品券の交換又は売買